

**宿泊料を受けて人を宿泊させるには許可が必要です**

○自宅であっても、宿泊料を受けて人を宿泊させるには「旅館業法」、

「国家戦略特別区域法」、もしくは「住宅宿泊事業法」に基づく許可等

が必要となります。

○次の項目に該当する場合、旅館業の許可が必要な施設かもしれません。所管の保健所にご相談ください。

|  |  |
| --- | --- |
| ① | 料金を受け取っていますか？ |
| ② | インターネット仲介サイト、広告等により宿泊者を募集していますか？ |
| ③ | 寝具（布団、毛布、枕など）を提供していますか？ |
| ④ | 繰り返し宿泊させていますか？ |

**無許可の宿泊営業は旅館業法違反です。**

**まずは、所管保健所へご相談ください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保健所 | 電話番号 | 所管する市町村 |
| 池田保健所 | 072-751-2990 | 池田市、箕面市、豊能町、能勢町 |
| 茨木保健所 | 072-620-6706 | 茨木市、摂津市、島本町 |
| 守口保健所 | 06-6993-3134 | 守口市、門真市 |
| 四條畷保健所 | 072-878-4480 | 大東市、四條畷市、交野市 |
| 藤井寺保健所 | 072-952-6165 | 松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市 |
| 富田林保健所 | 0721-23-2682 | 富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村 |
| 和泉保健所 | 0725-41-1342 | 和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町 |
| 岸和田保健所 | 072-422-5683 | 岸和田市、貝塚市 |
| 泉佐野保健所 | 072-462-7982 | 泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町 |